

イメージ（交付対象外水田となる例）

水稲作付	水稲作付	水稲作付
交付対象水田	交付対象外水田	交付対象外水田
R3	R9	R10

令和3年度に水稲作付けし、令和4年～令和8年水稲作付けしなかった場合、5年連続して水稲作付けしていないため、令和9年度から交付対象外水田となります。仮に令和10年度に水稲作付けしても交付対象外水田となります。

「水田の5年水張り（たん水）ルール」とは、令和9年度以降、過去5年連続して水稲作付けが行われていない水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外される（交付対象外水田）ルールです。左記がそのルールのイメージとなります。

## 水田の5年水張り（たん水）ルール



営農振興課 営農振興係長 坂本 恵一

\* 今月号は私が担当しました。

交付対象外水田になった場合、前項で説明した、水田活用の直接支払交付金が交付されなくなります。次の表は、交付対象水田と交付対象外水田に、麦を作付けした場合の交付金の比較になります。交

### ● 交付対象外水田になると？

#### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦・大豆・飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米	収量に応じ 5.5万円～10万円

飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5～9.5万円/10a）となる。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）となる。

では、水田活用の直接支払交付金とは何でしょうか？これは、戦略作物助成・産地交付金・畑地化促進助成の3つからなる交付金です。対象作物は、麦、大豆、飼料用米等の転作作物で、販売農家等であることが条件です。左記の表が、交付単価の一例となります。

### ● 水田活用の直接支払交付金とは？

交付対象外水田にしないためには、令和9年度までに、水稲を1年でも良いので作付けすることです。しかし、誰もが水稲を作付けできるわけではありません。そこで、水稲の作付けができない方向けの特例があり、それが「たん水管理」

### ● 交付対象外水田にしないためには？

#### 普通小麦さとのそら 1等 Aランク

課税事業者 小麦のみ単作 単収450kg 10a当たり

	交付対象水田	交付対象外水田
畑作物の直接支払交付金	41,700	41,700
水田活用の直接支払交付金 戦略作物助成	35,000	0
水田活用の直接支払交付金 産地交付金（※）	5,200	0
小計	81,900	41,700

※産地交付金については、県独自メニューです。交付金単価は、県の実績により変動があります。あくまで、令和5年度の当初計画単価になります。

交付対象外水田になると、交付金が10a当たりおよそ4万円少なくなります。収入が大きく減少します。麦、大豆、飼料用米などの転作作物は、収入の大部分が交付金になりますので、交付対象水田であることを確認し、作付けしましょう。

という方法です。

これは、5年に1回「たん水管理」をすることで水稲の作付けをしたことと同等となり、交付対象外水田とはなりません。

しかし、ただ「たん水管理」を実施しただけではなく、「たん水管理」を1カ月以上実施し、かつ連作障害による収量低下の発生がないことを確認できることが条件となります。また、水稲の作付けができる同程度の水管理が必要で、天水（雨水）による一時的な「たん水」ではなく、用水による「たん水」が必須です。

併せて、実施状況を行政等による確認が必要で、深谷市で「たん水管理」をおこなう場合、左記の4つのことを守って下さい。

①たん水実施年度の営農計画書の該当ほ場に「調整水田」と記載する。

②たん水管理作業計画水田一覧表の提出。（入水日の2週間前まで）  
③深谷市農業再生協議会等による現地確認を1回以上受ける。

④たん水管理作業記録簿兼実施報告書及び記録写真を提出。（止水後2週間以内まで）

なお、寄居町で、「たん水管理」をおこなう場合は、寄居町農業再生協議会にお問い合わせのうえ、実施するようにして下さい。